

富士フイルムオプトマテリアルズ株式会社の

「天然ガスコージェネエネルギー調達事業に係る環境影響評価
事後調査計画書」に関する意見書

平成19年10月

静岡県

<総括事項>

当該事業は、環境負荷の低減を目的の1つとしたコジェネレーションシステム導入事業であるが、排出ガス等による周辺環境への影響が大きい施設として環境影響評価の手続きを実施していることから、法令に基づく定期調査結果等や、その他環境に関するデータについても可能な限り公開すること。

また、事後調査計画書「第1章 1.3 対象事業の目的」で記載されている環境負荷の低減効果等が確認できるよう、稼働後の排出量等のデータについては事後調査報告書において明らかにされたい。

なお、工事や施設の稼働により環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じて調査を行い適切な対策をとるとともに、事後調査報告書に記載すること。

<個別事項>

1 大気質調査について

環境影響の予測の結果、影響の程度が小さいとして事後調査対象外として大気質については、当該事業の環境影響評価条例の対象要件が排出ガス量であることを踏まえ、法令に基づく測定結果を事後調査報告書に記載すること。

2 事業実施による効果の確認について

当該事業による環境負荷の低減効果についての確認をするため、事後調査計画書「第1章 1.3 対象事業の目的」にある以下の項目については、事後調査報告書により明らかにされたい。

- (1) 排ガス量
- (2) 窒素酸化物排出量
- (3) 硫黄酸化物排出量
- (4) 二酸化炭素排出量
- (5) 井水汲み上げ量